

毎週火、金曜日発行(但休日を當るときは翌日)  
昭和四月二五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◆規則 県有船舶管理規則

目 次

## 規 則

県有船舶管理規則をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十三号

県有船舶管理規則

(趣旨)

第一条 具有船舶使用料条例(昭和三十七年十月鳥取県  
条例第四十九号)第一條に規定する具有船舶(以下  
「具有船舶」という。)の管理については、鳥取県

有財産及び營造物に関する条例(昭和二十九年四月鳥  
取県条例第十号)及び具有船舶使用料条例に定めるも  
ののほか、この規則の定めるところによる。

(使用許可)

2 知事は、前項の規定による許可をするときは、第二  
号様式による申請書を知事に提出してその許可を受けな  
ければならない。

(使用期間又は実働時間の変更許可)

第三条 前条第一項に規定する許可を受けた者(以下  
「具有船舶使用者」という。)が許可に係る使用期間  
又は実働時間を変更しようとするときは、第三号様式  
による変更申請書を知事に提出してその許可を受けな  
ければならない。

2 知事は、前項の規定による許可をするときは、第四  
号様式による変更許可証を交付するものとする。  
(使用料の納付方法)

3 昭和37年10月12日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第89号 (第3種郵便物認可)

(第3種郵便物認可) 2

(費用の負担)

第四条 使用料は、使用期間経過後直ちに納額告知書により納付しなければならない。

第五条 県有船舶使用者は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

- 一 県有船舶の引渡し及び返納に要する費用
- 二 県有船舶の運航及び運転に必要な費用(県の任命に係る乗組員についての費用を除く。)

(遵守事項)

第六条 県有船舶使用者は、県有船舶をその能力以上に使用し、又は乱雑に取り扱つてはならない。

(申請書の経由機関)

第七条 第二条及び第三条の規定による申請書は、県有船舶の使用場所を所轄する土木出張所長を経由しなければならない。

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 県有船舶貸付規則(昭和二十四年三月鳥取県規則)

附 則

合計			
船舶名	実働時間	当り使用料	
住 所			
氏 名			
鳥取県指令受河第 号			
第二号様式			
昭和 年 月 日	日付けで申請のあつた県有船舶		
年 月 日	使用については、次のとおり許可する。		
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
一 使用目的	鳥取県知事 氏 名		
二 使用場所	鳥取県知事 氏 名		
三 使用期間	昭和 年 月 日まで	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
四 使用船舶、実働時間及び使用料			

船 舶 名	使 用 期 間	実 動 時 間	
変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
船 舶 名	使 用 期 間	実 動 時 間	
変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
船 舶 名	使 用 期 間	実 動 時 間	
変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
船 舶 名	使 用 期 間	実 動 時 間	
変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
船 舶 名	使 用 期 間	実 動 時 間	
変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
第三号様式			
鳥取県使用期間変更申請書			
昭和 年 月 日付け鳥取県指令受河第 号			
で使用許可になつた県有船舶の使用期間を次のとおり変更したいので許可されたく申請します。			
昭和 年 月 日			
住 所			
氏 名			
鳥取県知事 氏 名 殿			
五 その他			

第一号様式

県有船舶使用許可申請書

次のとおり県有船舶使用の許可を申請します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿 住 所

一 使用目的  
二 使用場所  
三 使用期間  
昭和 年 月 日まで

四 使用船舶及び実働時間  
昭和 年 月 日まで

第十九号は、廃止する。

県有船舶使用許可申請書

次のとおり県有船舶使用の許可を申請します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿 住 所

一 使用目的  
二 使用場所  
三 使用期間  
昭和 年 月 日まで

四 使用船舶及び実働時間  
昭和 年 月 日まで

昭和37年10月12日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第89号 4

## 第四号様式

鳥取県指令受河第 号

住所

氏 名

昭和 年 月 日 付けで申請の昭和 年  
月 日付け鳥取県指令受河第 号で許可した県有船

舶の実働時間の変更については、次のとおり許可する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名

合 計	船 舶 名		使 用 期 間
	変 更 前	変 更 後	
			変 更 前
			変 更 後
			使 用 料
			変 更 前
			変 更 後

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町印町  
定 価 一部月極二五〇円(配送料共)

一所 県